

フレキシブルディスクによる手続きができる区域の指定について

平成7年3月6日告示第21号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続きができる区域として沼津市全域を指定し、平成7年4月1日から施行する。